

## 公募型プロポーザルの手続の開始について

次のとおり、大阪急性期・総合医療センター院外調理システムによる給食業務委託公募型プロポーザルの提出を招請します。

令和5年2月20日

大阪府立病院機構

大阪急性期・総合医療センター

総長 嶋津 岳士

### 1 業務概要

#### (1) 業務名称

大阪急性期・総合医療センター院外調理システムによる給食業務委託

#### (2) 業務場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

#### (3) 業務内容

センターの給食設備を利用して、院外調理システム（ニュークックチル）で一般食から治療食まですべての病院食を提供する。提供については、各病棟まで配膳を行う。

詳細は、別紙「要求水準書」及び「実施要項」のとおりとする。

#### (4) 委託期間等

(1) 契約締結時期 令和5年4月上旬（予定）

(2) 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）  
（契約締結日から令和6年3月31日までは、準備期間とする）

(3) 契約条件 業務委託契約書（案）のとおりとする。

### 2 応募者の資格

本業務の応募者は、次の要件を全て満たす者であること。

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（令和11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に

## 掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（令和11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（令和14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に業務所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に業務所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1業務年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（令和14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

- (7) 平成31年4月1日以降、近畿2府4県（大阪・京都・滋賀・兵庫・奈良・和歌山）内における200床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）において、ニュークックチルあるいはクックチルシステムによる給食業務を全面受託した契約実績があり、同一病院で1年以上の継続した運営実績を1件以上有する者。
- (8) 本社（給食サービス担当部署）あるいは自社のセントラルキッチンにおいて、給食業務に必要な認証等を取得している者であること。
- (9) センターの給食設備を利用した院外調理システム（ニュークックチル）で一般食から治療食まで

すべての病院食が提供できる者であること。

- (10) 参加表明書等提出日の直近1年以内に食中毒等を発生し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反等、給食施設に対する業務停止等の行政処分を受けた者でないこと。

### 3 評価方法

#### (1) 提案書の評価

提案書の応募条件を満たした者から提出される業務提案書をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、経済性、信頼性等の各要素を総合的に評価し、最優秀提案を1者選定し、次点で優秀提案を1者選定する。

- (2) 評価は、大阪急性期・総合医療センター院外調理システムによる給食業務委託プロポーザル選定委員会が行う。

### 4 手続等

#### (1) 事務局

〒558-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター 総務・人事グループ（総務）

TEL：06-6692-1201（内線2313） FAX：06-6606-7000

メール：kyuseisogo@gh.opho.jp

#### (2) 実施要項等の交付方法

##### ア.交付期間

令和5年2月20日（月）午前10時から令和5年3月3日（金）午後5時まで

##### イ.交付場所

上記(1)事務局での交付によるものとする。

#### (3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

##### ア.提出期間

令和5年2月20日（月）午前10時から令和5年3月3日（金）午後5時までに必着のこと。

（持参の場合は、平日12時から13時、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### イ.提出場所

上記(1)事務局に同じ。

##### ウ.提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）

#### (4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

##### ア.提出期限

令和5年3月22日（水）午後5時までに必着のこと。（持参の場合は、平日12時から13時、

土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

##### イ.提出場所

上記(1)事務局に同じ。

##### ウ.提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

応募、提案に係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

大阪急性期・総合医療センターに提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結等の交渉

特定した提案書の提出者に対して、当該業務に係る契約締結等の交渉を行う。

(5) 詳細は、実施要項等による。